

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第14号（5. 9. 27） 甲南医療センター並びに神戸市内の医療機関に対する、医師等医療従事者の労働環境の精査・指導に関する陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 神戸市の医療機関に対して、兵庫県とともに、医師の労務環境の実態把握、監督、指導を行い是正の上、再発防止の徹底と医療従事者の人権を守るために働きかけを行うこと。 2. 病院での働き方改革を支援し職場環境への改善への取組を後押ししつつ、神戸市として過労死の撲滅、医療従事者の健康とワークライフバランスの確保、医療安全の推進をアピールすること。 3. 甲南医療センターでの過労自死に関して、兵庫県や兵庫労働局などと協力し神戸市も実態把握に努め、他医療機関での再発防止等にいかすこと。
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>大阪府高槻市 医師の過労死遺族の会 高島 章伍</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

令和5年9月27日

神戸市会議長あて

陳情者

住所 大阪府高槻市

氏名 医師の過労死遺族の会 高島 章伍

(電話番号)

甲南医療センターならびに神戸市内の医療機関に対する、医師等医療従事者の労働環境の
精査・指導に関する陳情

●陳情趣旨

令和4年5月17日、神戸市東灘区の公益財団法人甲南会甲南医療センターにおいて当時26歳の消化器内科専攻医（陳情者の弟、当時神戸市在住）が過労自死に至りました。西宮労働基準監督署により令和5年6月に労災認定され、自死直前1か月で月207時間の時間外労働を行ったとして極度の長時間労働を認定されております。しかし、病院側は死亡前月の時間外労働は30.5時間だとして、過労自死を認めていません。労働時間の適切な把握は労務管理の基本であり、労基署が調査し認定した労働時間と全く異なる労働時間を主張する病院の労務管理には深刻な問題がある可能性があります。

さらに遺族ですら、現在同病院が過労自死に関して具体的にどのような再発防止策を講じているのかわからされていないのが実情であります。

私立病院での一案件ですが、甲南会は公益財団法人であり、同病院は地域医療支援病院として神戸市の医療への貢献は大きく、東灘区での救急診療やコロナ診療を行うなど公共性の高いものです。また同法人は他にも複数の病院、介護保険施設を運営しており、上記のように医療従事者らの労務管理をないがしろにすれば、多くの医療従事者の生命・健康に危険が及びます。医療事故の原因として過労や多忙が挙げられており、医療の質を保ち神戸市民の命を守るためにも適切な労務管理が求められています。

神戸新聞（2023年9月25日付）によれば、兵庫県内の病院（一部、神戸市内）が違法な時間外労働を医師にさせたとして労基署より是正勧告を受けています。早急に市民病院だけでなく、民間の医療機関の労働環境をも改善することが必要不可欠です。

令和6年4月より国が主導する医師の働き方改革が開始されますが、地域医療を守りながら医師らの労働環境を改善するには行政の積極的な支援が欠かせません。市民の健康と健全な地域医療を保持するため、神戸市が健康局、保健所などとともに積極的な取り組みを行うことを陳情致します。

●陳情事項

- ・神戸市の医療機関に対して、兵庫県とともに、医師の労働環境の実態把握、監督、指導を行い是正の上、再発防止の徹底と医療従事者の人権を守るために働きかけを行ってください。
- ・病院での働き方改革を支援し職場環境の改善への取り組みを後押ししつつ、神戸市として過労死の撲滅、医療従事者の健康とワークライフバランスの確保、医療安全の推進をアピールしてください。
- ・甲南医療センターでの過労自死に関して、兵庫県や兵庫労働局などと協力し神戸市も実態把握につとめ、他医療機関での再発防止等に活かしてください。

以上